

医療型短期入所受入体制強化事業 業務委託契約書

医療法人社団千春会が運営する介護老人保健施設春風 医療型短期入所事業所（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関連法令に基づき、医療型短期入所に関わる業務を委託することについて次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。この契約の成立を証するため本書2通を作成し双方が各一部を保持するものとする。

第1条（委託業務の内容）

乙は甲と協力し、甲の利用者に対して入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な支援を行うものとする。なお、利用者への支援の内容は、別紙の委託要項で定めるものとする。

第2条（業務の指示）

- 1 甲は乙に次に定めた範囲において業務等の指示ができるものとする。
 - ① 第7条に定める業務（委託業務の報告）
 - ② 第9条に定める業務（緊急時の対応）
- 2 乙は第2条第1項の定めに基づき甲より指示があった場合は、甲の指示に従って業務を実施しなければならない。

第3条（業務の遂行）

委託業務における介護等の支援方法について検討が必要な場合は甲、乙、双方が協議して定めるものとする。

第4条（再委託の禁止）

乙は業務の全部または一部を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、災害等により業務を遂行できない場合、事前に甲に相談し承諾を得て他に委託業務の全部または一部を委託することができる。その際、乙は事前に利用者の家族に連絡し状況を説明するものとする。

第5条（委託契約の期間）

委託契約の期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも契約を更新しない旨の書面による申し出がない場合は、引き続き同条件にて本契約は継続更新するものとする。

第6条（委託料とその支払）

- 1 甲が乙に対して支払う委託料は1日 _____ 円とする。

- 2 支払いについては、当月末日締めとし、乙は翌月に請求書を発行する。甲は請求書発行月の翌月の末日までに、乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとする。また、振込み手数料は甲が負担するものとする。

第7条（委託業務完了の報告）

- 1 乙は委託業務の完了後、甲に対して委託業務の内容について報告するものとする。
- 2 委託業務の報告方法および内容は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第8条（関係書類の保管）

乙は委託業務の処理状況等を明らかにした書類を委託期間満了日から5年間保管しなければならない。

第9条（緊急時の対応）

乙は利用者の様子について異変を感じたらすみやかに甲へ報告し、指示に従うものとする。

第10条（秘密保持および個人情報の保護）

- 1 乙は委託業務を実施する上で知り得た甲の利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- 2 前項の規定はこの契約の終了後も継続するものとする。

第11条（損害のために生じた経費の負担）

委託業務で生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）に係る経費は甲が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては乙が負担するものとする。

第12条（甲からの契約の解除）

- 1 乙が次のいずれかに該当する場合はこの契約を解除することができるものとする。
 - ① この契約に違反したとき。
 - ② 障がい者サービスの指定を取り消されたとき。
 - ③ 障がい者サービスの人員および運営に関する基準に違反し委託業務を適正に実施することが困難であると認められたとき。
 - ④ 事業者が、解散命令や破産した場合等やむを得ない事由で閉鎖した場合。
- 2 乙が次のいずれかに該当する場合、催告後この契約を解除することができるものとする。
 - ①甲の信頼を失墜させる行為

②甲の職員が身体的、精神的、経済的に危険を感じる行為

第13条（乙からの契約の解除）

- 1 乙が次のいずれかに該当する場合はこの契約を解除することができるものとする。
 - ①この契約に違反したとき。
 - ②指定短期入所事業の指定を取り消されたとき。
 - ③指定短期入所事業の人員および運営に関する基準に違反し委託業務を適正に実施することが困難であると認められたとき。
 - ④事業者が、解散命令や破産した場合等やむを得ない事由で閉鎖した場合。

- 2 甲が次のいずれかに該当する場合、催告後この契約を解除することができるものとする。
 - ①乙の信頼を失墜させる行為
 - ②乙の職員が身体的、精神的、経済的に危険を感じる行為

第14条（定めのない事業等）

この契約に定めのない事業および契約に関して疑義が生じた場合、甲、乙が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲

名 称 介護老人保健施設春風 医療型短期入所事業所
所 在 地 〒617-0837 京都府長岡京市久貝1-6-23
代表者氏名 医療法人社団 千春会 理事長 菊地 孝三

乙

名 称
所 在 地
代表者氏名